環 境 保 全 付 属 協 定 書

いなべ市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、令和　　年　　月　　日に甲及び乙が締結した環境保全協定書（以下「協定書」という。）第９条第２項の規定により、いなべ市　　町　　　　　　　番地にある、乙の　　　　　　の環境保全に係る環境保全付属協定書を次のとおり定める。

　(ばい塵・粉塵の防止対策)

１　ばい塵、粉塵発生施設の排出基準は、次の排出基準以下とする。

　　①発電用ボイラー　　　０.０５　ｇ／ｍ３Ｎ　（Ｏ２　６％換算値）

　　②原料乾燥機　　　　　０.１０　ｇ／ｍ３Ｎ　（Ｏ２１６％換算値）

　　③○○○○　　　　　　０.０５　ｇ／ｍ３Ｎ　（Ｏ２１０％換算値）

２　上記以外の粉砕設備、出荷設備、その他の発塵設備からの排気中の含塵量は０.１０ｇ／㎥Ｎ以下とする。

３　廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出基準は、次の排出基準以下とする。

　　　廃棄物処理施設（第○号ボイラー）０.１ｎｇ－TEQ／㎥以下

　　　なお、廃棄物処理施設測定機関による測定を１回／年実施し、結果を甲に報告するものとする。

４　降下ばい塵については、年平均で○○ｇ以下とする。

　　また、乙はこれを遵守し更に低減させるよう努めなければならない。

５　粉塵装置の故障等により集塵効率が低下し、前各号に定める数値が維持できなくなったときは、操業を短縮し、又は一時停止する。

７　○○の搬出入（廃棄物を含む）、製品の輸送時に粉塵の飛散防止のため、○○施設等、必要な箇所に設置してある被覆設備及び集塵装置等の管理については、万全の措置を講ずるものとする。

８　建屋外の発塵設備には、散水設備、カバーフード、集塵装置等、適切な防塵施設を設置する。

９　○○などのばい塵発生施設において、定期的に排出ガス中に含まれるばい塵量を測定し、その結果を記録し2ヶ月に１回報告する。

10　構内道路には舗装を施し、車両等による発塵を防止する。

11　有害物質については、関係法規に則った排出基準以下とする。

　(硫黄酸化物防止対策)

１　発電用ボイラーから排出される硫黄酸化物の排出量を９０㎥Ｎ／時間以下とする。

２　○○○等から排出される硫黄酸化物の排出基準値については、関係法令で定める基準値以下とする。

３　発電用ボイラー及び○○○排出ガスについては、各々の煙道において、定期的に硫黄酸化物を測定しその結果を記録し２ヶ月に１回報告する。

　(水質汚濁防止対策)

１　工場の排水口における水質基準については、次の水質を担保する。

　①水素イオン濃度（水素指数）　　　　　　　５.８以上８.６以下

　②生物化学的酸素要求量　　　　　　　　　　２５㎎／ℓ（日間平均２０㎎／ℓ）以下

　③化学的酸素要求量　　　　　　　　　　　　２５㎎／ℓ（日間平均２０㎎／ℓ）以下

　④浮遊物質量　　　　　　　　　　　　　　　９０㎎／ℓ（日間平均７０㎎／ℓ）以下

　⑤大腸菌群数　　　　　　　　　　　　　　　３０００個／㎝3以下

　⑥ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）　５㎎／ℓ以下

　⑦全窒素　　　　　　　　　　　　　　　　　１５㎎／ℓ以下

　⑧全リン　　　　　　　　　　　　　　　　　１.５㎎／ℓ以下

２　重油の受入施設は漏油の生じない構造のものとし、不慮の油漏れに対処するため、乳化剤等油漏れ処理資材を常に整備しておくものとする。

３　排出口において、定期的に水質検査を行い、その結果を２ヶ月に１回報告する。

４　有害物質については、関係法令に則った排出基準値以下とする。

　(騒音防止対策)

１　工場の敷地境界線における騒音の基準は次のとおりとする。

　①午前６時から午前８時までの間

　　及び午後７時から午後10時までの間　　　　　　　５５ｄＢ（Ａ）以下

　②午前８時から午後７時までの間　　　　　　　　　 ６０ｄＢ（Ａ）以下

　③午後10時から翌日の午前６時までの間　　　　　　５０ｄＢ（Ａ）以下

　とし、更に低減させるよう努めなければならない。

２　工場の施設から発生する騒音については、その大きさ音質発生頻度等に応じ、防音カバー、防音壁、防音上屋、サイレンサー等適切な防音措置を設置する。

３　工場の敷地境界において定期的に騒音を測定し、その結果を記録し、４ヶ月に１回報告する。

　(振動防止対策)

１　工場の敷地境界における振動の基準は次のとおりとする。

　①午前８時から午後７時までの間（昼間）　　　　　　６５ｄＢ以下

　②午後７時から翌日の午前８時までの間（夜間）　　　６０ｄＢ以下

２　工場内の振動を発生させる施設については、適切な措置を講じ、振動を防止するよう努めるものとする。

３　工場の敷地境界において定期的に振動を測定し、その結果を記録し、４ヶ月に１回報告する。

　(廃棄物処理対策)

１　乙は、乙が取得している廃棄物処分に係わる許可証の写しを甲に提出するものとする。

　また、許可更新後は速やかにその写しを甲に提出するものとする。

２　乙は、毎年６月末までに、その年の３月31日以前１年間に処理を行った廃棄物の処理実績を甲に報告するものとする。

　(災害防止対策)

　工場内には排水処理施設等の適切な措置を講じ、溢水及び災害の防止に努めるものとする。

　(悪臭防止対策)

　悪臭を防止するため悪臭物質の発生量の低減に努めるものとする。

　(監視測定数値の報告）

監視測定数値については毎年６月末までに、その年の３月31日以前１年間に測定を行った数値を記録し、甲に報告する。

この付属協定成立の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえそれぞれその１通を保有する

　令和　　年　　月　　日

甲　　三重県いなべ市北勢町阿下喜３１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いなべ市長　　日　　沖　　　　靖

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙